



# 池田市公報

第94号  
 発行所 池田市役所  
 発行者 池田市長 富田裕樹  
 編集 総合政策部 法制課

令和元年11月1日発行

## 目次

<u>条 例</u>	(ページ)
○ <a href="#">池田市市税条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">3</a>
○ <a href="#">子どもに対する医療費助成に係る対象年齢の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例</a> .....	<a href="#">3</a>
○ <a href="#">審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">4</a>
○ <a href="#">池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">5</a>
○ <a href="#">池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">5</a>
○ <a href="#">池田市営住宅条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">6</a>
○ <a href="#">池田市都市公園条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">8</a>
○ <a href="#">池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">9</a>
○ <a href="#">池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例等の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">10</a>
○ <a href="#">池田市火災予防条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">11</a>
○ <a href="#">池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">11</a>
○ <a href="#">幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備に関する条例</a> .....	<a href="#">12</a>
○ <a href="#">防火地域及び準防火地域内の建築物における防火上必要な技術的基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例</a> .....	<a href="#">16</a>
<u>規 則</u>	
○ <a href="#">池田市臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">17</a>
○ <a href="#">池田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">17</a>
○ <a href="#">池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">18</a>
○ <a href="#">公文書における年の表記に関する規則</a> .....	<a href="#">21</a>
○ <a href="#">池田市聴聞等の手続に関する規則等の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">22</a>
○ <a href="#">池田市公印規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">26</a>
○ <a href="#">池田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">27</a>
○ <a href="#">池田市福祉事務所長に対する事務委任規則及び身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">31</a>
○ <a href="#">池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">31</a>
○ <a href="#">池田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">31</a>
○ <a href="#">池田市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">31</a>
○ <a href="#">池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">32</a>
○ <a href="#">池田市火災予防条例施行規則等の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">32</a>
○ <a href="#">池田市社会福祉法人の設立の認可、老人福祉センターを経営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">33</a>

○ <a href="#">池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	34
○ <a href="#">池田市老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業開始、老人デイサービス事業等の設置等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	34
 <u>訓 令</u>	
○ <a href="#">池田市文書取扱規程等の一部を改正する訓令</a> .....	35
 <u>公平委員会</u>	
○ <a href="#">管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則</a> .....	35
○ <a href="#">職員団体の登録に関する規則及び池田市公平委員会聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	35
 <u>池田病院</u>	
○ <a href="#">市立池田病院事業に関する規程の一部を改正する規程</a> .....	36
○ <a href="#">市立池田病院副院長事務分担規程の一部を改正する規程</a> .....	36
 <u>上下水道部</u>	
○ <a href="#">池田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程</a> .....	37
○ <a href="#">池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程</a> .....	37
 <u>教育委員会</u>	
○ <a href="#">池田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則</a> .....	37
○ <a href="#">池田市立幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則</a> .....	38
○ <a href="#">池田市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	38
 <u>消防本部</u>	
○ <a href="#">消防警戒区域立入許可の証票に関する規程を廃止する訓令</a> .....	38
 <u>消 防 長</u>	
○ <a href="#">消防警戒区域立入許可の証票に関する規程</a> .....	38

本号には、平成31年4月2日から令和元年7月1日までに公布等をした条例、規則及び訓令のほか、公平委員会の規則、池田病院及び上下水道部の規程、教育委員会の規則並びに消防本部及び消防長の訓令を登載しています。

# 条 例

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月21日

池田市長 富田裕樹

## 池田市条例第1号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第1項」に改める。

附則第11条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第1項第2号」に改める。

附則第12条第1項中「によって」を「により」に、「法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金を」を「当該特例控除対象寄附金を」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第12条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第13条第2項中「若しくは第48項」を「、第48項若しくは第50項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）第24条の2並びに附則第11条の4及び第12条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の2第1項及び附則第12条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条の2第1項	特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」	特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。） （附則第12条の2においてこれらを「特例控除対象寄附金等」
附則第12条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金等
	送付	送付又は池田市市税条例の一部を改正する条例（令和元年池田市条例第1号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の池田市市税条例附則第12条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

3 新条例附則第12条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が、前条に規定する施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

子どもに対する医療費助成に係る対象年齢の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田裕樹

## 池田市条例第2号

子どもに対する医療費助成に係る対象年齢の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例(昭和48年池田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「池田市児童医療費の助成に関する条例」を「池田市子ども医療費の助成に関する条例」に改める。

第3条第2項を削る。

(池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年池田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「児童」を「子ども」に改める。

第2条第1項中「児童と」を「子どもと」に改め、同条第2項中「第13条の2の規定に該当する者」を「第13条の2第1項に規定する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)」に改め、同条第3項第3号中「池田市児童医療費の助成に関する条例」を「池田市子ども医療費の助成に関する条例」に改める。

第3条第2項を削る。

(池田市児童医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 池田市児童医療費の助成に関する条例(平成6年池田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

池田市子ども医療費の助成に関する条例

第1条中「児童に」を「子どもに」に、「児童の」を「子どもの」に、「児童福祉」を「子どもの福祉」に改める。

第2条第1号中「児童」を「子ども」に、「満15歳」を「満18歳」に改め、同条第2号中「児童」を「子ども」に改め、同条第3号中「入院時食事療養費、」を削り、「特別療養費(」の次に「入院時食事療養費の給付及び」を加え、「次号において」を「以下」に改める。

第3条第1項中「児童」を「子ども」に改める。

第4条第1号中「入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費若しくは家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは特別療養費(精神病床への入院に係る給付を除く。)」を「療養費等」に改める。

第5条第1号中「児童」を「子ども」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による改正後の池田市子ども医療費の助成に関する条例(以下「新子ども医療費助成条例」という。)の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新子ども医療費助成条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び新子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

4 第3条による改正前の池田市児童医療費の助成に関する条例(以下「旧児童医療費助成条例」という。)の規定に基づきなされた申請(変更申請を含む。)及び届出については、施行日以後においては、新子ども医療費助成条例の規定に基づきなされた申請(変更申請を含む。)及び届出とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧児童医療費助成条例第6条第2項の規定により交付されている医療証は、新子ども医療費助成条例第6条第2項の規定により交付されたものとみなす。

(池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

6 池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1事務の欄中「池田市児童医療費の助成に関する条例」を「池田市子ども医療費の助成に関する条例」に改める。

---

審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田 裕樹

池田市条例第3号

審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部を改正する条例

審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例(平成28年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

---

池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第4号

池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

池田市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項を次のように改める。

（給与の特例）

- 2 令和元年7月1日において現に市長の職にある者（以下「現職市長」という。）の同日から任期満了の日（任期満了の前日に退職した場合にあっては、その退職した日。以下同じ。）までの期間における現職市長の給料の月額、別表の規定にかかわらず、同表に定める額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。  
附則に次の2項を加える。
- 3 前項の規定は、副市長、教育長、病院事業管理者及び上下水道事業管理者の給料の月額について準用する。この場合において、同項中「現職市長の給料」とあるのは「副市長、教育長、病院事業管理者及び上下水道事業管理者の給料」と、「100分の30」とあるのは「100分の10」と、同項ただし書中「期末手当」とあるのは「期末手当及び退職手当」と読み替えるものとする。
- 4 現職市長の任期開始の日から任期満了の日までの期間（その期間に令和元年7月1日を含むものに限る。）を算定の基礎とする現職市長の退職手当は、第2条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

---

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第5号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分中「こと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
  - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの第17条第2項第4号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め、「附則第3項において同じ。」を削る。  
第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。  
第46条に次の1項を加える。
- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。  
附則第3項中「（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」、「第3条に規定する」及び「同条に規定する」を削る。  
附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

池田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第6号

池田市営住宅条例の一部を改正する条例

池田市営住宅条例（平成9年池田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「自治法」という。」を加える。

第2条第1号中「又は借上げ」を「、借上げ又は大阪府から取得」に改める。

第30条を第50条とし、第29条を第49条とする。

第28条を削る。

第27条中「第6条第1項第5号」を「第26条第1項第5号」に、「第24条第1項第6号」を「第45条第1項第6号」に改め、同条を第48条とする。

第26条を第47条とする。

第25条の見出し中「その他の」を「駐車場に係る」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第46条とする。

2 市長は、第33条各号に掲げるいずれかの特別の事情があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

第24条を第45条とする。

第23条中「第44条第3項」の次に「の規定」を加え、「第11条第1項、第18条第1項又は第20条第1項」を「第31条第1項、第39条第1項又は第41条第1項」に、「第11条で定めるところ」を「第12条の規定」に改め、同条を第44条とする。

第22条中「第11条第1項、第18条第1項又は第20条第1項」を「第31条第1項、第39条第1項又は第41条第1項」に、「第11条で定めるところ」を「第12条の規定」に改め、同条を第43条とする。

第21条第1項中「第11条第1項、第18条第1項」を「第31条第1項、第39条第1項」に、「第13条（第18条第3項又は第20条第3項）」を「第33条（第39条第3項又は前条第3項）」に、「第16条第2項による」を「第37条第2項に規定する」に、「第19条第1項」を「又は第40条第1項」に、「請求」を「請求に」に改め、同条を第42条とする。

第20条第1項中「第17条第2項」を「第38条第2項」に、「第11条第1項及び第18条第1項」を「、第31条第1項及び第39条第1項」に、「明け渡しの」を「明渡しのに」に改め、同条第3項中「第13条」を「第33条」に、「第14条及び第15条」を「第34条及び第35条」に改め、同条を第41条とする。

第19条を第40条とする。

第18条第1項中「より、」を「より」に、「第11条第1項」を「、第31条第1項」に改め、同条第3項中「第13条、第14条及び第15条」を「第33条から第35条まで」に改め、同条を第39条とする。

第17条第1項中「第12条第3項」を「第32条第3項」に、「第6条第1項第3号」を「第26条第1項第3号」に改め、同条第2項中「第12条第3項」を「第32条第3項」に改め、同条を第38条とする。

第16条第2項中「第13条各号の一に掲げる」を「第33条各号に掲げるいずれかの」に、「を必要」を「が必要」に改め、同条を第37条とする。

第15条を第35条とし、同条の次に次の1項を加える。

（共益費の徴収等）

第36条 市長は、入居者の共通の利益を図るため特に必要があるものとして規則で定める費用を共益費として、規則で定めるところにより入居者から徴収する。

2 第33条から前条までの規定は、前項の共益費について準用する。

第14条第1項中「第10条第5項」を「第30条第5項」に、「第19条第1項」を「第40条第1項」に改め、「第38条第1項の規定による」の次に「明渡しの請求があったときは当該」を加え、「第24条第1項」を「第45条第1項の規定」に、「は明渡し」を「は当該明渡し」に、「間、」を「間に係る」に改め、同条第4項中「手続き」を「手続」に、「立退いた」を「立ち退いた」に改め、同条を第34条とする。

第13条を第33条とする。

第12条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第32条とする。

第11条第1項中「第17条」を「第38条」に、「第21条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条を第31条とする。

第10条第1項中「手続き」を「手続」に改め、同項第2号中「第16条」を「第37条」に改め、同条を第30条とする。

第9条を第29条とし、第8条を第28条とし、第7条を第27条とする。

第6条第1項中「に規定する被災者等」を「の規定の適用を受ける者」に、「第20条」を「第39条」に改め、同項第3号中「その者」を「入居しようとする者及び同居しようとする者」に、「がア、イ又はウ」を「が次のアからウまで」に、「ア、イ又はウに掲げる金額」を「当該アからウまでに定める金額」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「入居者」を「入居しようとする者」に、「同居者」を「同居しようとする者」に改め、同項第3号中「同居者」を「同居しようとする者」に改め、同条を第26条とする。

第5条を第25条とし、第4条を第24条とする。

第3条の16を第18条とし、同条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第19条 市営住宅等の管理は、法人その他の団体であって自治法第244条の2第3項の規定に基づき市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市営住宅の入居者の募集並びに入居及び退去の手続に関すること。
- (2) 市営住宅の家賃及び共益費並びに駐車場に係る使用料の徴収に関すること。
- (3) 市営住宅等の維持、修繕及び改良に関すること。
- (4) 市営住宅等に係る環境整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市営住宅等の管理又は使用に関するもののうち、市長が別に定めるものに関すること。

(指定管理者の指定の申請)

第21条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第22条 市長は、前条の規定による書類の提出を受けたときは、当該書類を審査した上で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(指定の取消し等に係る賠償)

第23条 自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

第3条の15を第17条とし、第3条の14を第16条とし、第3条の13を第15条とし、第3条の12を第14条とし、第3条の11を第13条とし、第3条の10を第12条とし、第3条の9を第11条とする。

第3条の8第5項中「住宅」を「市営住宅」に改め、同条を第10条とする。

第3条の7を第9条とし、第3条の6を第8条とし、第3条の5を第7条とし、第3条の4を第6条とし、第3条の3を第5条とする。

第3条の2中「若しくは借上げ」を「借上げ若しくは大阪府からの取得」に改め、同条を第4条とする。

附則第3項中「新条例第16条」を「第37条」に改める。

附則第5項中「第15条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別表中「別表」を「別表（第3条関係）」に改め、同表石橋住宅の項中「21番」を「21番12号」に改め、同表に次のように加える。

神田住宅	池田市神田1丁目23番
------	-------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の8第5項の改正規定（「住宅」を「市営住宅」に改める部分に限る。）、第6条の改正規定（同条第1項中「に規定する被災者等」を「の規定の適用を受ける者」に、「第20条」を「第39条」に改める部分並びに同項第3号中「その者」を「入居しようとする者及び同居しようとする者」に、「がア、イ又はウ」を「が次のアからウまで」に、「ア、イ又はウに掲げる金額」を「当該アからウまでに定める金額」に改める部分並びに同条第2項第1号及び第2号中「入居者」を「入居しようとする者」に、「同居者」を「同居しようとする者」に改める部分並びに同項第3号中「同居者」を「同居しようとする者」に改める部分に限る。）、第10条第1項の改正規定（「手続き」を「手続」に改める部分に限る。）、第12条第2項の改正規定（「第8条」を「第7条」に改める部分に限る。）、第14条の改正規定（同条第1項中「第38条第1項の規定による」の次に「明渡し」の請求があったときは当該）を加え、「は明渡し」を「は当該明渡し」に、「間、」を「間に係る」に改める部分及び同条第4項中「手続き」を「手続」に、「立退いた」を「立ち退いた」に改める部分に限る。）、第16条第2項の改正規定（「を必要」を「が必要」に改める部分に限る。）、第18条第1項の改正規定（「より、」を「より」に改める部分に限る。）、第20条第1項の改正規定（「明け渡しの」を「明渡し」に改める部分に限る。）、第21条第1項の改正規定（「請求」を「請求に」に改める部分に限る。）、第22条の改正規定（「第11条で定めるところ」を「第12条の規定」に改める部分に限る。）及び第23条の改正規定（「第44条第3項」の次に「の規定」を加え、「第11条で定めるところ」を「第12条の規定」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定の手續その他の行為は、前項本文の規定による施行の日前においても、この条例による改正後の池田市営住宅条例（以下「改正条例」という。）の規定の例により行うことができる。  
（府条例に基づく手續等の取扱い）
- 3 市営住宅（改正条例第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）及び共同施設（同条第2号に規定する共同施設をいう。）のうち、本市が大阪府から取得するもの（以下「対象住宅」という。）に関し、改正条例第3条の規定により市が当該対象住宅を設置する日（以下「設置日」という。）前に公営住宅法（昭和26年法律第193号。これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定又は大阪府営住宅条例（昭和26年大阪府条例第45号。以下「府条例」という。）の規定若しくは大阪府営住宅条例施行規則（昭和35年大阪府規則第34号）の規定に基づいて大阪府知事が行い、又は大阪府知事に対して行われた処分、手續その他の行為は、公営住宅法の規定又は改正条例の相当規定によって市長が行い、又は市長に対して行われた処分、手續その他の行為とみなす。  
（入居していた期間の通算）
- 4 市営住宅のうち、対象住宅に係る改正条例第3条第1項及び第2項、第3条並びに第4条の規定の適用については、当該対象住宅の入居者が設置日前に府条例の規定に基づき当該対象住宅に入居していた期間（設置日の前日を含む引き続いた期間に限る。）は、その者が改正条例の規定に基づき当該対象住宅に入居している期間に通算する。  
（対象住宅に係る入居者の資格の特例）
- 5 第1項本文の規定による施行の日から5年間は、改正条例第6条第1項の規定にかかわらず、対象住宅に係る入居者の資格については、同項第1号の条件を具備していない者にあつても、市長が考慮すべき特別の事由があると認める場合は、同号の条件を具備している者とみなして同項の規定を適用する。

---

池田市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田裕樹

#### 池田市条例第7号

##### 池田市都市公園条例の一部を改正する条例

池田市都市公園条例（昭和39年池田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「公園使用許可」の前に「第3条第1項若しくは第3項の許可（同条第1項第1号に掲げる行為に係る許可を除く。）若しくは」を、「又は」の次に「第16条に規定する公園施設のうち」を加える。

第11条第1項ただし書中「1ヶ年をこえる場合、」を「が1年を超える場合」に、「はその」を「は、この」に改め、同条に次の1項を加える。

3 使用料の額が年を単位として定められている場合において、使用の期間が1年未満のとき、又は使用の期間に1年未満の端数があるときは、当該使用料の額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該1年未満の期間に係る月数（その期間が1月未満のとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月に切り上げて算定した月数）を乗じて得た額を当該1年未満の期間に係る使用料の額とする。

第16条中「公園施設」の次に「（池田市都市公園運動施設条例（平成8年池田市条例第14号）第2条に規定する運動施設及び規則で定めるものを除く。）」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 五月山公園幹線園路

第16条中第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 空港緑地グラウンド

第16条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 五月山緑地第1駐車場

第16条に次の1号を加える。

(8) 前各号に掲げるもの以外の公園施設

第17条第1号中「第4号まで」を「第6号まで及び第8号」に、「の利用の許可」を「に係る第3条第1項又は第3項の許可及び当該公園施設のうち有料施設の使用」に改める。

第21条中「及び空港緑地グラウンド」を「（同条第8号に掲げるものを除く。）」に改める。

第22条の見出しを「（指定管理者の許可）」に改め、同条中「第4号まで」を「第6号まで及び第8号」に、「を利用しよう」を「に係る第3条第1項又は第3項の許可を受けよう」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の許可を受ける場合における第3条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第23条中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第24条中「第16条第3号及び第4号」を「第16条第3号から第6号まで及び第8号」に改める。

別表中「別表」を「別表（第10条関係）」に改め、別表(2)の表五月山緑地駐車場の項中「五月山緑地駐車場」を「五月山緑地



第1駐車場」に改め、同表中五月丘緑地駐車場の項を削り、同表を別表(3)の表とし、別表(1)の表を別表(2)の表とし、同表の前に次のように加える。

(1) 法第5条第1項の規定により公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

	区分	使用料(年額)
1	公園施設を設け、かつ、管理する場合	法第5条第1項の許可に係る土地の面積1平方メートルにつき2,000円
2	公園施設を管理する場合(1の項の場合を除く。)	公園施設が建築物であるとき。 建築物の各階の床面積(法第5条第1項の許可に係る部分に限る。)の合計面積1平方メートルにつき4,000円
	上記以外の場合。	土地の面積(法第5条第1項の許可に係る部分に限る。)1平方メートルにつき4,000円

備考

- 公園施設が建築物であるときに係る規定は、公園施設が立体駐車場(建築物に該当するものを除く。)である場合について準用する。この場合において、当該規定中「建築物で」とあるのは「立体駐車場(建築物に該当するものを除く。)」で、「建築物の各階の床面積」とあるのは「立体駐車場の各層の面積」と読み替えるものとする。
- 「床面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号の床面積をいう。
- 公募により売店、駐車場その他規則で定める公園施設を設け、又は管理するものを選定する場合は、この表(備考を除く。)の規定にかかわらず、当該公募に応じたものの企画提案内容、提案事業遂行能力、提案額その他の指標に係る評価を総合的に勘案し選定したものの提案額が、この表(備考を除く。)に規定する額と比較して同一の額である場合、上回っている場合又は合理的な理由により許容される範囲内で下回っていると市長が認める場合において、当該公募に係る選定により決定した額を使用料の額とすることができる。
- 自動販売機を設け、かつ、管理するものに係る使用料の額は、この表(備考を除く。)の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。ただし、公募により自動販売機を設け、かつ、管理するものを選定する場合は、次の表に定める額を下回らない額において、当該公募に係る選定により決定した額を使用料の額とすることができる。

	区分	使用料(年額)
1	屋内に設け、かつ、管理する場合	設置面積1平方メートルにつき7,200円
2	屋外に設け、かつ、管理する場合	設置面積1平方メートルにつき6,000円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- この条例による改正後の第16条第3号、第4号、第6号及び第8号に掲げる公園施設に係る指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行の日においても第18条及び第19条の規定により行うことができる。

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田 裕 樹

池田市条例第8号

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

池田市建築基準法施行条例(平成13年池田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表5の項中「第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の2並びに法)を「第7条の6第1項第1号若しくは第2号(法第87条の4並びに)に、「法第18条第24項第1号又は第2号(法第87条の2並びに法)を「第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の4並びに)に改め、同表57の項中「付表9」を「付表10」に改め、同項を同表61の項とし、同表56の項を同表60の項とし、同表55の項中「付表8」を「付表9」に改め、同項を同表59の項とし、同表54の項を同表58の項とし、同表53の項中「付表7」を「付表8」に改め、同項を同表57の項とし、同表52の項中「付表7」を「付表8」に改め、同項を同表56の項とし、同表51の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「付表6」を「付表7」に改め、同項を同表55の項とし、同表50の項中「第87条の2に」を「第87条の4に」に、「法第87条の2の」を「同条の」に、「付表6」を「付表7」に改め、同項を同表54の項とし、同表49の項を同表50の項とし、同項の次に次のように加える。

51	法第87条の2第1項又は第2項の規定による認定の申請	付表6に掲げる額
52	法第87条の3第5項の規定による許可の申請	120,000円
53	法第87条の3第6項の規定による許可の申請	160,000円

別表中48の項を49の項とし、18の項から47の項までを1項ずつ繰り下げ、同表17の項中「第53条第5項第3号」を

「第53条第6項第3号」に改め、同項を同表18の項とし、同表16の項の次に次のように加える。

17	法第53条第5項の規定による許可の申請	60,000円
----	---------------------	---------

別表備考第2項中「40の項から47の項」を「41の項から48の項」に、「44の項から46の項」を「45の項から47の項」に改める。

別表付表1備考第2項中「備考1」を「備考第1項」に改め、同表備考第3項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

3 建築物が法第87条の2第1項又は第2項の規定により認定を受けたものである場合にあっては、備考第1項第3号又は第4号に定める面積に0.5を乗じて得た面積を「床面積の合計」とする。

別表付表3の1の表及び2の表中「又は法」を「又は」に、「備考1第1号」を「備考第1項第1号」に改め、別表中付表9を付表10とし、付表8を付表9とし、別表付表7の1の表備考第2項中「備考3」を「備考第4項」に改め、同表を別表付表8とし、別表付表6の1の表備考第2項中「備考3」を「備考第4項」に改め、同表を別表付表7とし、別表付表5の次に次のように加える。

付表6

用途の変更に伴う全体計画の認定の申請手数料表

床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	33,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	44,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	60,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	87,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	116,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	275,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	470,000円
50,000平方メートルを超えるもの	730,000円

備考

1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 法第87条の2第1項の規定による用途の変更に伴う全体計画の認定の申請をする場合 当該全体計画の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計
- (2) 法第87条の2第2項の規定により準用する用途の変更に伴う全体計画の変更の認定（次項において「用途の変更に伴う全体計画変更認定」という。）の申請をする場合 当該全体計画を変更する部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積とし、全体計画を変更する部分の床面積の合計の算定方法については、別に規則で定めるところによる。

2 工事期間のみの用途の変更に伴う全体計画変更認定の申請に係る手数料の額は、21,000円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）第2条の規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田 裕樹

池田市条例第9号

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例等の一部を改正する条例

(池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正)

第1条 池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例（平成21年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項の表中「95,800円」を「97,600円」に、「126,500円」を「128,900円」に、「108,200円」を「110,200円」に、「151,200円」を「154,000円」に、「120,600円」を「122,800円」に、「175,900円」を「179,100円」に、「132,900円」を「135,300円」に、「200,600円」を「204,300円」に、「150,800円」を「153,600円」に、「239,700円」を「24

4, 100円)に、「190, 100円)を「193, 600円)に、「318, 300円)を「324, 200円)に、「321, 500円)を「327, 400円)に、「584, 700円)を「595, 500円)に改め、同条第5項中「第87条の2)を「第87条の4)に改める。

(池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正)

第2条 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例(平成25年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項の表中「95, 800円)を「97, 600円)に、「126, 500円)を「128, 900円)に、「108, 200円)を「110, 200円)に、「151, 200円)を「154, 000円)に、「120, 600円)を「122, 800円)に、「175, 900円)を「179, 100円)に、「132, 900円)を「135, 300円)に、「200, 600円)を「204, 300円)に、「150, 800円)を「153, 600円)に、「239, 700円)を「244, 100円)に、「190, 100円)を「193, 600円)に、「318, 300円)を「324, 200円)に、「321, 500円)を「327, 400円)に、「584, 700円)を「595, 500円)に改め、同条第5項中「第87条の2)を「第87条の4)に改める。

(池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部改正)

第3条 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例(平成28年池田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項の表中「95, 800円)を「97, 600円)に、「126, 500円)を「128, 900円)に、「108, 200円)を「110, 200円)に、「151, 200円)を「154, 000円)に、「120, 600円)を「122, 800円)に、「175, 900円)を「179, 100円)に、「132, 900円)を「135, 300円)に、「200, 600円)を「204, 300円)に、「150, 800円)を「153, 600円)に、「239, 700円)を「244, 100円)に、「190, 100円)を「193, 600円)に、「318, 300円)を「324, 200円)に、「321, 500円)を「327, 400円)に、「584, 700円)を「595, 500円)に改め、同条第7項中「第87条の2)を「第87条の4)に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)第2条の規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第1条中池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例第3条第4項の改正規定、第2条中池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例第3条第4項の改正規定及び第3条中池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例第3条第6項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

---

池田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田 裕 樹

池田市条例第10号

池田市火災予防条例の一部を改正する条例

池田市火災予防条例(昭和37年池田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格)を「日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内)を「種別が1種)に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

---

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田 裕 樹

池田市条例第11号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第21号)の一部を

次のように改正する。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を、「小規模保育事業B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加える。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第2号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条第4項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第6項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第6項中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「必要な」を「必要かつ」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田 裕樹

池田市条例第12号

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備に関する条例

(池田市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第1条 池田市立幼保連携型認定こども園条例(平成30年池田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

(池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保

護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第22号を同条第27号とし、同条第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第21号とし、同条第15号を同条第20号とし、同条第14号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第18号とし、同条第12号を同条第17号とし、同条第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）

第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定教育・保育施設は」を「特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市長が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市長が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号並びに同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書並びに第24条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この」を「以下この」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)をそれぞれ含む」に、「本章」を「この章」に、「とする」を「と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項中「この」を「以下この」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含む」に、「本章」を「この章」に、「同項第1号」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る」とあるのは「除く」を「同項第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用保育を受ける者を除く」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)」の」に、「1)の数を」を「1)の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「、その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「の法第19条第1項第3号」を「の同号」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第9項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市長が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市長が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業に」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育に」に改め、「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定保育・教育」とあるのは「特定地域型保育」とを削り、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費」を「法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く）を、「地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む）に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号」を「同項第3号」に、「支給認定子ども（）」を「教育・保育給付認定子ども（）」に、「あつては」を「あつては、」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育認定子どもを」に改め、同条第3項中「含む」を「地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含む」に、「本章」を「この章」に改め、同項に後段として次

のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2項中「法第27条第3項第2号に掲げる額（）」とあるのは「当該」と、「定める額とする。」をいう」とあるのは「定める額をいう」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「法第27条第3項第1号に規定する」とあるのは「法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

（池田市立幼稚園条例の一部改正）

第3条 池田市立幼稚園条例（平成4年池田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第7条から第10条までを削り、第11条を第7条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

（池田市立幼稚園預かり保育条例の一部改正）

第4条 池田市立幼稚園預かり保育条例（平成16年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

別表に備考として次のように加える。

備考 預かり保育を受ける園児が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもである場合の保育料は、この表（備考を除く。以下同じ。）の規定にかかわらず、この表に定める当該月分の保育料の額（日額の場合は、当該日額に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額。以下同じ。）から450円に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額（当該乗じて得た額が当該月分の保育料の額を超える場合は、当該月分の保育料の額）を控除して得た額とする。

（池田市就園奨励基金条例の一部改正）

第5条 池田市就園奨励基金条例（昭和50年池田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、」を削り、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「ものとする」を「ため、池田市就園奨励基金（以下「基金」という。）を設置する」に改める。

（池田市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例の廃止）

第6条 池田市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例（平成4年池田市条例第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（池田市立幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第3条の規定による改正後の池田市立幼稚園条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に池田市立幼稚園において行われた教育に係る保育料は、なお従前の例による。

（池田市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例の廃止に伴う経過措置）

3 施行日の前日において第6条の規定による廃止前の池田市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例（以下「廃止条例」という。）第2条第1号の私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の1第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等を除く。）に在籍する園児のうち、施行日以後も引き続き在籍するものに係る廃止条例の規定に基づく補助金（令和2年3月31日までの間の在籍期間に係るものに限る。）の交付は、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

---

防火地域及び準防火地域内の建築物における防火上必要な技術的基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田 裕 樹



池田市条例第13号

防火地域及び準防火地域内の建築物における防火上必要な技術的基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成24年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項第8号中「耐火建築物と」を「耐火建築物等(法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等をいう。以下同じ。)」とに、「耐火建築物又は準耐火建築物若しくは法第62条第1項の政令で定める技術的基準に適合する建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等(同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。以下同じ。)」に改める。

第5条の見出し中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第1項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、「(池田市建築基準法施行細則(平成14年池田市規則第11号)第32条に該当するものを除く。)」を削り、同項第6号中「耐火建築物と」を「耐火建築物等と」に、「耐火建築物又は準耐火建築物若しくは法第62条第1項の政令で定める技術的基準に適合する建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、法第53条第3項第2号に該当する建築物における第1項の規定の適用については、同項本文及びただし書に定める建蔽率の数値にそれぞれ10分の1を加えたものをもって同項に定める数値とする。

第7条第2号、第8条第2号及び第9条第2号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(池田市大阪国際空港北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 池田市大阪国際空港北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成29年池田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「耐火建築物、延べ面積」を「耐火建築物等(法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等をいう。以下同じ。)、地階を除く階数が3で延べ面積が1,500平方メートル以下の建築物又は地階を除く階数が2以下で延べ面積」に、「耐火建築物又は準耐火建築物、地階を除く階数が3である建築物にあつては耐火建築物、準耐火建築物又は法第62条第1項の政令で定める技術的基準に適合する建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等(同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。)」に改め、同号ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

池田市臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月5日

池田市長 倉田 薫

池田市規則第37号

池田市臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

池田市臨時的任用職員の給与に関する規則(平成28年池田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表中

パートタイム司書	時間額1,340円	1,340円
----------	-----------	--------

を

パートタイム司書		
パートタイム栄養士		

に改める。

時間額1,340円	1,340円
時間額1,920円	1,920円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月19日

池田市長 倉田 薫

池田市規則第38号

池田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

池田市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和33年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を第20号とし、第13号を第19号とし、第12号を削り、同条第11号中「第77条」の次に「から第78条の2まで」を加え、「扶養義務者からの費用」を「費用等」に改め、同号を同条第18号とし、同条第10号を同条第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17)生活保護法第76条の2に規定する損害賠償請求権に関すること。

第2条中第9号を第15号とし、同条第8号中「第62条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同号を同条第14号とし、同条第7号を同条第9号とし、同号の次に次の4号を加える。

(10)生活保護法第55条の4に規定する就労自立給付金の支給に関すること。

(11)生活保護法第55条の5に規定する進学準備給付金の支給に関すること。

(12)生活保護法第55条の6に規定する報告に関すること。

(13)生活保護法第55条の7に規定する被保護者就労支援事業に関すること。

第2条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8)生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例に関すること。

第2条中第5号を第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5)生活保護法第27条の2に規定する相談及び助言に関すること。

第2条に次の1号を加える。

(21)生活保護法第81条の3に規定する情報提供等に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月19日

池田市長 倉 田 薫

池田市規則第39号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年池田市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表3の項及び10の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表16の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正）

2 池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（平成30年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

14	池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童扶養手当関係情報、池田市重度障がい者医療費助成関係情報、池田市児童医療費助成に関する条例（平成6年池田市条例第5号）による助成に関する情報（以下「池田市児童医療費助成関係情報」という。）
15	池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、池田市ひとり親家庭医療費助成関係情報、池田市児童医療費助成関係情報
16	生活保護法（昭和25年法律第144号）に	地方税関係情報、住民票関係情報、年金給付関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する

附則第9項中

準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務

費用の支給に関する情報、児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）による児童手当若しくは同法附則第2条第1項に規定する特例給付の支給に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報、介護保険法による介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療受給者証の交付若しくは自立支援給付の支給に関する情報、身体障害者関係情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報、国民健康保険関係情報、池田市ひとり親家庭医療費助成関係情報、池田市重度障がい者医療費助成関係情報、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当支給関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当、特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報

を

1 4	池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童扶養手当関係情報、池田市重度障がい者医療費助成関係情報、池田市児童医療費助成に関する条例（平成6年池田市条例第5号）による助成に関する情報（以下「池田市児童医療費助成関係情報」という。）
1 5	池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、池田市ひとり親家庭医療費助成関係情報、池田市児童医療費助成関係情報
1 6	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、年金給付関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）による児童手当若しくは同法附則第2条第1項に規定する特例給付の支給に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報、介護保険法による介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療受給者証の交付若しくは自立支援給付の支給に関する情報、身体障害者関係情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報、国民健康保険関係情報、池田市ひとり親家庭医療費助成関係情報、池田市重度障がい者医療費助成関係情報、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当支給関係情報、特別児童扶養手当等の支給

に、

		に関する法律による障害児福祉手当、特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報
14	池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童扶養手当関係情報、池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年池田市条例第17号）附則第3項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされた廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年池田市条例第38号。以下単に「廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例」という。）による助成に関する情報（以下「池田市老人医療費助成関係情報」という。）、池田市重度障がい者医療費助成関係情報、池田市児童医療費の助成に関する条例（平成6年池田市条例第5号）による助成に関する情報（以下「池田市児童医療費助成関係情報」という。）。
15	廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報
16	池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、池田市老人医療費助成関係情報、池田市ひとり親家庭医療費助成関係情報、池田市児童医療費助成関係情報
17	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、年金給付関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）による児童手当若しくは同法附則第2条第1項に規定する特例給付の支給に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報、介護保険法による介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療受給者証の交付若しくは自立支援給付の支給に関する情報、身体障害者関係情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報、国民健康保険関係情報、池田市ひとり親家庭医療費助成関係情報、池田市老人医療費助成関係情報、池田市重度障がい者医療費助成関係情報、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当支給関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当、特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報

を

1 4	池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童扶養手当関係情報、池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年池田市条例第17号）附則第3項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされた廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年池田市条例第38号。以下単に「廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例」という。）による助成に関する情報（以下「池田市老人医療費助成関係情報」という。）、池田市重度障がい者医療費助成関係情報、池田市児童医療費の助成に関する条例（平成6年池田市条例第5号）による助成に関する情報（以下「池田市児童医療費助成関係情報」という。）
1 5	廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報
1 6	池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、池田市老人医療費助成関係情報、池田市ひとり親家庭医療費助成関係情報、池田市児童医療費助成関係情報
1 7	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、年金給付関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）による児童手当若しくは同法附則第2条第1項に規定する特例給付の支給に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報、介護保険法による介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療受給者証の交付若しくは自立支援給付の支給に関する情報、身体障害者関係情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報、国民健康保険関係情報、池田市ひとり親家庭医療費助成関係情報、池田市老人医療費助成関係情報、池田市重度障がい者医療費助成関係情報、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当支給関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当、特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報

に改める。

公文書における年の表記に関する規則をここに公布する。

平成31年4月19日

池田市長 倉田 薫

池田市規則第40号

公文書における年の表記に関する規則

公文書における年の表記は、元号によるものとする。ただし、西暦による年の表記がその性質になじむと市長が特に認める公文書における年の表記にあつては、元号と併記する等の方法によることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市聴聞等の手続に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月19日

池田市長 倉 田 薫

池田市規則第41号

池田市聴聞等の手続に関する規則等の一部を改正する規則

(池田市聴聞等の手続に関する規則の一部改正)

第1条 池田市聴聞等の手続に関する規則(平成6年池田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号まで及び様式第8号から様式第10号までの規定中「平成 年」を「 年」に改める。

(政治倫理の確立のための池田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 政治倫理の確立のための池田市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年池田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「平成 年」を「 年」に改める。

(池田市印鑑条例施行規則の一部改正)

第3条 池田市印鑑条例施行規則(昭和51年池田市規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「平成 年」を「 年」に改める。

様式第6号及び様式第7号中 「 生年 明治 大正 「 生年  
月日 昭和 平成 を 月日  
西暦 」 」 に改める。

様式第9号中「明治・大正・昭和・平成・西暦 年」を「 年」に改める。

(池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例施行規則(平成5年池田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「平成 年」を「 年」に、 生年月日 「 明治  
大正 を 生年月日  
昭和 」 に改める。

第2号様式中 「 生年月日 「 明治  
大正 を 生年月日  
昭和 」 」 に改める。

第3号様式及び第4号様式中「平成 年」を「 年」に、 生年月日 「 明治  
大正 を 生年月日  
昭和 」 に改める。

第5号様式中「平成 年」を「 年」に改める。

第6号様式中「平成 年」を「 年」に、 生年月日 「 明治  
大正 を 生年月日  
昭和 」 に改める。

「明治」  
第7号様式中「生年月日」を「大正」を「生年月日」に、「平成」年を「昭和」年に改める。

(池田市住居表示に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 池田市住居表示に関する条例施行規則(昭和40年池田市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「平成」年を「昭和」年に改める。

(労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する条例施行規則(平成9年池田市規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「平成」年を「昭和」年に、「平成」年を「昭和」年に改める。

様式第2号中「平成」年を「昭和」年に改める。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和33年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。

「M」  
様式第1号中「T」を「M」に改める。  
「S」  
「H」

「M」  
様式第2号中「T」を「平成」年に改める。  
「S」  
「H」

(通勤手当支給規則の一部改正)

第8条 通勤手当支給規則(昭和33年池田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」年を「昭和」年に、「平成」年を「昭和」年に改める。

(池田市職員旅費条例施行規則の一部改正)

第9条 池田市職員旅費条例施行規則(昭和28年池田市規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「平成」年を「昭和」年に、「平成」年を「昭和」年に改める。

(池田市職員退隠料及び遺族扶助料条例施行細則の一部改正)

第10条 池田市職員退隠料及び遺族扶助料条例施行細則(昭和24年池田市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中「平成」年を「昭和」年に改める。

(池田市財務規則の一部改正)

第11条 池田市財務規則(昭和39年池田市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式、第7号様式及び第8号様式中「平成」年度を「昭和」年度に、「平成」年を「昭和」年に改める。

第17号様式及び第18号様式中「平成」年度を「昭和」年度に、「平成」年を「昭和」年に改める。

第22号様式中「平成」年度を「昭和」年度に改める。

第23号様式(1)及び第23号様式(2)中「平成」年度を「昭和」年度に、「平成」年を「昭和」年に改める。

第23号様式(3)中「平成」年度を「昭和」年度に、「平成」年を「昭和」年に改める。

第23号様式(4)及び第24号様式中「平成」年度を「昭和」年度に、「平成」年を「昭和」年に改める。

第25号様式中「平成」年度を「昭和」年度に、「平成」年を「昭和」年に改める。

第26号様式及び第27号様式中「平成」年度を「昭和」年度に、「平成」年を「昭和」年に改める。

第28号様式の2中「平成」年度を「昭和」年度に、「平成」年を「昭和」年に改める。

月)を「 年 月)に改める。

第28号様式の3中「平成 年度)を「 年度)に、「平成 年 月)を「 年 月)に、「平成 年 月)を「 年 月)に、「平成 年 月)を「 年 月)に改める。

第30号様式中「平成 年)を「 年)に改める。

第31号様式(1)中「平成 年)を「 年)に改める。

第31号様式(2)中「平成 年)を「 年)に、「平成 年)を「 年)に、「平成 ~)を「 ~)に改める。

第31号様式(3)中「平成 年度)を「 年度)に、  
「平成 ~ 平成 年」を「 ~ 年」に、「平成 年 平成 年」を「 年 平成 年」に改める。

第31号様式(4)及び第32号様式中「平成 年)を「 年)に改める。

第36号様式の1及び第36号様式の2中「平成 年度 平成 年)を「 年度 年)に改める。

第39号様式中「平成 年 月)を「 年 月)に、「平成 年度)を「 年 度)に改める。

第40号様式中「平成 年 月)を「 年 月)に、「平成 年度)を「 年度)に改める。

第41号様式及び第44号様式中「平成 年)を「 年)に改める。

第46号様式及び第47号様式中「平成 年)を「 年)に改める。

第50号様式中「平成 年)を「 年)に改める。

(池田市ホームヘルパー手数料条例施行規則の一部改正)

第12条 池田市ホームヘルパー手数料条例施行規則(昭和58年池田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「平成 年)を「 年)に改める。

様式第2号中「平成 年)を「 年)に、「平成 年)を「 年)に改める。

(老人福祉法施行細則の一部改正)

第13条 老人福祉法施行細則(昭和62年池田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「平成 年)を「 年)に、生年月日  
「明治 大正 昭和」を「 年 月 日」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「平成 年)を「 年)に、「平成 年)を「 年)に改める。  
様式第4号及び様式第5号中「平成 年)を「 年)に改める。

様式第6号中「平成 年)を「 年)に、生年月日  
「明治 大正 昭和」を「 年 月 日」に改める。

様式第7号中「平成 年)を「 年)に、「平成 年)を「 年)に改める。

様式第8号及び様式第9号中「平成 年)を「 年)に改める。

様式第10号中「平成 年)を「 年)に、「平成 年)を「 年)に改める。

様式第11号から様式第21号までの規定中「平成 年)を「 年)に改める。

(池田市地域生活支援事業実施規則の一部改正)

第14条 池田市地域生活支援事業実施規則(平成25年池田市規則第65号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中「明治・大正・昭和・平成 年)を「 年)に改める。

(知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第15条 知的障害者福祉法施行細則(昭和62年池田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中 生年 月日  
「明 大 昭 平」を「 生年 月日」に改める。



(池田市特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部改正)

第16条 池田市特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則(昭和57年池田市規則第29号)の一部を次のように改正する。

様式1中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、生年月日「 明治 大正 昭和 平成 」を「 明治 大正 昭和 平成 」に、「平成 年 月」を「 年 月」に、「平成 年分」を「 年分」に改める。

様式2中「平成 年」を「 年」に、「平成 年」を「 年」に改める。

(池田市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第17条 池田市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和57年池田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「平成 年」を「 年」に改める。

(池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第18条 池田市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年池田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「平・昭・大 ( )」を「 ( )」に改める。

様式第18号付表1中「平成 年」「 年」に改める。

(池田市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第19条 池田市国民健康保険条例施行規則(昭和35年池田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中 生年月日「 明治 大正 昭和 」を「 明治 大正 昭和 」に改める。

様式第5号中 生年月日「 明治 大正 昭和 」を「 明治 大正 昭和 」に改める。

様式第6号中 生年月日「 明治 大正 昭和 」を「 明治 大正 昭和 」に改める。

様式第9号中 生年月日「 明治 大正 昭和 」を「 明治 大正 昭和 」に改める。

様式第10号中 「明・大 昭・平 」年を「 年」に改める。

(池田市高額療養費貸付基金条例施行規則の一部改正)

第20条 池田市高額療養費貸付基金条例施行規則(昭和53年池田市規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「平成 年」を「 年」に、「平成 年」を「 年」に、「明・大・昭・平 年」を「 年」に改める。

様式第2号中「平成 年」を「 年」に改める。

様式第3号中「平成 年」を「 年」に、「明・大・昭 年」を「 年」に、「平成 年」を「 年」に改める。

(池田市高額介護サービス費貸付基金条例施行規則の一部改正)

第21条 池田市高額介護サービス費貸付基金条例施行規則(平成12年池田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「明大昭 年」を「 年」に改める。

(池田市国民健康保険事業推進員、後期高齢者医療事業推進員及び介護保険事業推進員取扱規則の一部改正)

第22条 池田市国民健康保険事業推進員、後期高齢者医療事業推進員及び介護保険事業推進員取扱規則（昭和50年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中「平成 年」を「 年」に改める。

（池田市中小企業安定資金融資貸付規則の一部改正）

第23条 池田市中小企業安定資金融資貸付規則（昭和49年池田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「明 年」を「 年」に改める。  
「明 年」を「 年」に改める。  
「明 年」を「 年」に改める。  
「生月 日」を「明 年」に改める。  
「生月 日」に、「平成 年」を「 年」に改める。  
「生月 日」

（池田市中小企業事業資金緊急融資貸付規則の一部改正）

第24条 池田市中小企業事業資金緊急融資貸付規則（昭和54年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「平成 年」を「 年」に改める。

（池田市道路占用料条例施行規則の一部改正）

第25条 池田市道路占用料条例施行規則（昭和60年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「平成 年」を「 年」に、「平成 年」を「 年」に改める。

様式第2号中「平成 年」を「 年」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「平成 年」を「 年」に、「平成 年」を「 年」に改める。

様式第5号中「平成 年」を「 年」に改める。

（池田市道路占用規則の一部改正）

第26条 池田市道路占用規則（昭和42年池田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「平成 年」を「 年」に改める。

第2号様式中「平成 年」を「 年」に改める。

第3号様式（1）及び第3号様式（2）中「平成 年」を「 年」に、「平成 年」を「 年」に改める。

（池田市道路占用工事施行規則の一部改正）

第27条 池田市道路占用工事施行規則（昭和42年池田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「平成 年」を「 年」に改める。

（池田市ラブホテル建築規制条例施行規則の一部改正）

第28条 池田市ラブホテル建築規制条例施行規則（昭和58年池田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号まで、様式第6号及び様式第7号中「平成 年」を「 年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める相当様式による書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による書類は、当分の間、必要な修正を加え、使用することができる。

（元号の制定に伴う様式の読替えに関する規則の廃止）

4 元号の制定に伴う様式の読替えに関する規則（平成元年池田市規則第1号）は、廃止する。

---

池田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

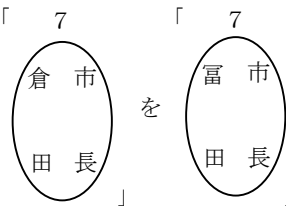
平成31年4月22日

池田市長 倉田 薫

池田市規則第42号

池田市公印規則の一部を改正する規則

池田市公印規則（昭和37年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表の2専用公印の表中「市長倉田」を「市長富田」に、  
に改める。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月23日から施行する。

---

池田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

池田市長 富田 裕 樹

#### 池田市規則第43号

池田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

池田市都市計画法施行細則（平成16年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和44年政令第158号」の次に「。以下「令」という。」を加え、「池田市都市計画法に係る手数料条例」を「池田市都市計画法施行条例」に改める。

第27条を第33条とする。

第26条第1項中「第4条」を「第7条」に改め、同条を第32条とする。

第25条中「第5条から第7条まで及び第9条から第15条まで」を「第9条から第11条まで、第13条から第17条まで、第20条及び第21条」に改め、同条を第31条とする。

第24条を第30条とし、第21条から第23条までを6条ずつ繰り下げる。

第20条の見出し中「等」を「及び禁止」に改め、同条第2号中「き損した」を「毀損した」に、「き損する」を「毀損する」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第26条とする。

2 市長は、閲覧所の管理のため特に必要があると認めるときは、登録簿の閲覧をする者の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

第19条を第25条とし、第16条から第18条までを6条ずつ繰り下げる。

第15条第2項中「申請書」を「地位承継承認申請書」に、「並びに当該承継に係る開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する」を「を記載した書類並びに第3条第3項第3号（法人が申請する場合に限る。）及び第4号に掲げる」に改め、同条を第21条とする。

第14条を第20条とし、第13条を17条とし、同条の次に次の2条を加える。

（条例第4条第2号の規則で定める建築行為等）

第18条 条例第4条第2号の規則で定める建築行為等は、次の各号（建築行為等に係る建築物の敷地の面積が150平方メートル未満の場合にあつては、第4号及び第5号）のいずれにも該当する建築行為等とする。

- (1) 建築基準法第52条第1項に規定する容積率が10分の10以下である建築物に係る建築行為等
- (2) 建築基準法第53条第1項に規定する建蔽率が10分の5以下である建築物に係る建築行為等
- (3) 建築基準法第54条第1項に規定する外壁の後退距離が1メートル以上である建築物に係る建築行為等
- (4) 高さが10メートル以下である建築物に係る建築行為等
- (5) 法第18条の2第1項の規定により定められた都市計画に関する基本的な方針その他の大阪府又は本市の土地利用に関する計画に適合すると認められる建築行為等

（条例第4条第3号の規則で定める建築行為等）

第19条 条例第4条第3号の規則で定める建築行為等は、次の各号のいずれかに該当する自己の居住の用に供する既存の建築物（条例第3条第1号に規定する一戸建ての住宅等のうち建築後20年以上経過したものに限る。）について当該既存の建築物を建築した者以外の者が行う用途の変更を伴う建替えに係る建築行為等であつて、前条各号（当該建築行為等に係る建築物の敷地の面積が150平方メートル未満の場合にあつては、前条第4号及び第5号）のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第29条第1項第2号に規定する開発行為に係る農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物
- (2) 令第36条第1項第3号ニ又はホに該当するとして法第43条第1項の許可を受けた建築物

第12条中「構造」を「構造図」に改め、同条を第16条とする。

第11条を第15条とし、第8条から第10条までを4条ずつ繰り下げる。

第7条の見出し中「開発行為変更」を「開発行為の変更」に改め、同条第1項中「第35条の2第1項」を「第34条の2第1項」に改め、同条を第11条とする。

第6条の見出し中「開発行為変更許可」を「開発行為の変更の許可」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の開発行為変更許可申請書には、省令第28条の3に規定する図書のほか、第3条第3項各号に掲げる書類及び図面のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

第6条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

4 前項の開発行為変更届出書には、法第30条第2項に規定する書面及び図書並びに第3条第3項各号に掲げる書類及び図面のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

第5条第1項中「第7条第1項及び第13条第1項」を「第11条第1項及び第17条第1項」に改め、同条第2項中「規定する」の次に「書面及び」を加え、同条を第9条とする。

第4条の次に次の4条を加える。

(災害の発生のおそれのある区域等)

第5条 条例第3条及び第4条の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。ただし、第5号、第6号及び第8号に掲げる区域以外の区域であって、開発区域又は法第43条第1項に規定する区域及びこれらの区域の周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定により指定された災害危険区域
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (5) 農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号に規定する良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものの区域
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財の存する区域、同法第45条第1項の規定により定められた地域、同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物の存する区域、同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区又は池田市文化財保護条例（平成28年池田市条例第41号）第5条第1項の規定により指定された池田市指定文化財の存する区域
- (8) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項の規定により指定された保安林（同法第29条の規定により通知された保安林予定森林を含む。）の区域及び同法第41条第1項の規定により指定された保安施設地区（同法第44条において準用する同法第29条の規定により通知された保安施設地区の予定地を含む。）
- (9) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域
- (10) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
- (11) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により都市計画に定められた特別緑地保全地区
- (12) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
- (13) 大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）第11条第1項の規定により指定された大阪府自然環境保全地域及び同条例第16条第1項の規定により指定された大阪府緑地環境保全地域
- (14) 大阪府立自然公園条例（平成13年大阪府条例第6号）第6条第1項の規定により指定された特別地域
- (15) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全上支障があるものとして市長が別に定める土地の区域  
(条例第3条第2号の規則で定める土地)

第6条 条例第3条第2号の規則で定める土地は、次の各号のいずれかに該当する土地とする。

- (1) 条例第3条第2号に規定する区域区分日（以下「区域区分日」という。）以後の相続又は贈与により承継し、若しくは取得し、又は承継し、若しくは取得することが確実であると認められる土地（区域区分日以後において、相続又は贈与以外の事由により所有者の変更があったものを除く。）
- (2) 既存集落（面積が3ヘクタールの矩形の土地の区域（市長が別に定めるものに限る。）又は半径100メートルの土地の区域で、当該土地の区域内に30以上の建築物の敷地があるものをいう。）内にある土地であって、現に所有している土地又は相続若しくは贈与により承継し、若しくは取得することが確実であると認められる土地  
(条例第3条第2号及び第3号の規則で定める事由)

第7条 条例第3条第2号及び第3号の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに該当する事由とする。

- (1) 定年その他これに準ずる理由により退職し、現に居住する社宅等を退去せざるを得ないとき。
- (2) 現に居住する住宅が被災したことにより転居せざるを得ないとき。
- (3) 現に居住する住宅からの立退きの要求を受けているとき。
- (4) 現に居住する住宅が狭小若しくは過密な状態であると認められ、又は借家であるとき。
- (5) 疾病等により転地するとき。
- (6) 本市の区域外に居住する者が、当該者が居住していたことのある本市の区域内の集落に戻り、居住するときその他これに準ずるものとして市長が認めるとき。

(条例第3条第3号の規則で定める者)

第8条 条例第3条第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 開発許可の申請の日における当該土地の所有者
- (2) 前号に掲げる者の2親等以内の直系卑属であつて、当該土地の所有権を取得することが確実であると市長が認める者
- (3) 当該土地が相続財産に属する財産である場合にあつては、当該相続財産に係る被相続人の2親等以内の直系卑属であつて、当該土地の所有権を取得することが確実であると市長が認める者

様式第1号中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

様式第2号中「第3条第2項」を「第3条」に改める。

様式第4号中「第5条第1項」を「第9条」に、「工事施工者」を「工事施行者」に改める。

様式第5号中「第6条第1項」を「第10条」に改める。

様式第6号中「第6条第2項」を「第10条」に改める。

様式第7号中「第7条第1項」を「第11条」に改め、「工事施工者」を「工事施行者」に改める。

様式第8号中「第9条」を「第13条」に改める。

様式第9号中「第10条」を「第14条」に、

第 号
年 月 日
池田市長 印

を

第 号
年 月 日
この申請を許可します。
池田市長 印
(教示)
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、池田市長に対して審査請求をすることができます。
2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、池田市を被告として(訴訟において池田市を代表する者は池田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に改める。

様式第10号中「第11条」を「第15条」に、

第 号
年 月 日
池田市長 印

第 号  
年 月 日  
この申請を許可します。

池田市長 印

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、池田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、池田市を被告として(訴訟において池田市を代表する者は池田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

に改める。

様式第11号中「第13条第1項」を「第17条」に改める。

様式第12号中「第14条」を「第20条」に改める。

第 号

年 月 日

池田市長 印

様式第13号中「第15条第1項」を「第21条」に、

を

第 号  
年 月 日  
この申請を承認します。

池田市長 印

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、池田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、池田市を被告として(訴訟において池田市を代表する者は池田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に、

「注意 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 許可証写し、申請書写し(変更許可申請があった場合は、変更許可申請書の写しも必要)を添付のこと。」

「注) ※印欄は、記入しないこと。」

に改める。

様式第14号中「第21条」を「第27条」に改める。

様式第15号中「第23条」を「第29条」に改める。

様式第16号中及び様式第17号中「第24条第1項」を「第30条」に改める。

様式第18号中「第26条第2項」を「第32条」に、「池田市都市計画法に係る手数料条例第2条」を「池田市都市計画法施行条例第5条」に、「第4条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

---

池田市福祉事務所長に対する事務委任規則及び身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月22日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第1号

池田市福祉事務所長に対する事務委任規則及び身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

(池田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

第1条 池田市福祉事務所長に対する事務委任規則(昭和33年池田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「附則第50条」を「附則第2項」に改める。

第5条の2に次の1号を加える。

(6) 補装具の貸出しに関すること。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 身体障害者福祉法施行細則(昭和62年池田市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「附則第50条」を「附則第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

---

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第2号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年池田市規則第48号)の一部を次のように改正する。

別表2の項及び5の項中「、障害者支援施設等」を「又は障害者支援施設等」に改め、「又は費用の徴収」を削る。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

---

池田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第3号

池田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

池田市特定非営利活動促進法施行細則(平成22年池田市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

---

池田市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月19日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第4号

池田市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(池田市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 池田市情報公開条例施行規則(平成16年池田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第10条関係)」に改め、同表区分の欄中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(池田市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 池田市個人情報保護条例施行規則(平成16年池田市規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2区分の欄中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(池田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則の一部改正)

第3条 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則(平成16年池田市規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第5条関係)」に改め、同表区分の欄中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

---

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第5号

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

池田市建築基準法施行細則(平成14年池田市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条」を「前条」に改める。

第9条第1項中「第53条第4項」を「第53条第4項及び第5項」に、「第68条の3第4項及び」を「第68条の3第4項並びに」に改め、同条第3項各号列記以外の部分及び同項第1号の表配置図の項中「第53条第4項」を「第53条第4項及び第5項」に改める。

第10条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項及び第16条第1項中「市長」を「規定により市長」に改める。

第17条中「市長」を「規定により市長」に、「法第68条の5の2、法」を「第68条の5の2、」に、「又は法」を「又は」に改める。

第18条第1項中「市長」を「規定により市長」に改め、同条第2項中「による認定」を「による全体計画」に、「変更の認定を含む。」を「全体計画の変更を含む。」及び法第87条の2第1項の用途の変更に伴う全体計画(同条第2項において法第86条の8第3項の規定を準用する場合を含む。)の認定「」に改める。

第21条第1項及び第3項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項並びに第25条第1項中「の市長」を「の規定により市長」に改める。

第27条第2項中「第9条第2項各号」を「同条第2項各号」に改める。

第42条中「及び場所」を「及び会場の場所」に、「を記載した文書を市役所前の掲示場その他必要な場所に掲示することにより」を「について、池田市公告式条例(昭和25年池田市条例第24号)第8条において準用する同条例第2条の規定によりこれを」に改める。

第51条中「及び付表2備考第2号」を「、付表2備考第2号、付表5備考第1項第2号及び付表6備考第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市火災予防条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月26日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第6号

池田市火災予防条例施行規則等の一部を改正する規則

(池田市火災予防条例施行規則の一部改正)

第1条 池田市火災予防条例施行規則(昭和37年池田市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第5条関係)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第6条関係)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第6号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第6条関係)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第11号様式中「第11号様式」を「第11号様式(第7条関係)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第13号の2様式及び第13号の3様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第14号様式中「第14号様式」を「第14号様式(第8条関係)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第15号様式中「第15号様式」を「第15号様式(第8条関係)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第16号様式中「第16号様式」を「第16号様式(第9条関係)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第17号様式ア中「第17号様式ア」を「第17号様式ア(第9条関係)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。



(池田市消防法施行細則の一部改正)

第2条 池田市消防法施行細則(昭和23年池田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「別記様式」を「別記様式(第4条関係)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(池田市危険物の規制に関する規則の一部改正)

第3条 池田市危険物の規制に関する規則(昭和51年池田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(その1)、様式第1号(その2)、様式第6号、様式第10号から様式第16号まで、様式第20号及び様式第23号から様式第28号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(池田市火薬類取締法施行細則の一部改正)

第4条 池田市火薬類取締法施行細則(平成23年池田市規則第28号)の一部を次のように改正する。

様式第23号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(池田市高圧ガス保安法施行細則の一部改正)

第5条 池田市高圧ガス保安法施行細則(平成23年池田市規則第29号)の一部を次のように改正する。

様式第15号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(池田市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 池田市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則(平成23年池田市規則第30号)の一部を次のように改正する。

様式第20号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

池田市社会福祉法人の設立の認可、老人福祉センターを経営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第7号

池田市社会福祉法人の設立の認可、老人福祉センターを経営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則

池田市社会福祉法人の設立の認可、老人福祉センターを経営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則(平成23年池田市規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号から様式第7号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第8号中	合併の理由	を	合併の
	ふりがな		
	合併により消滅する 法人の継承		

理由に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第9号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市社会福祉法人の設立の認可、老人福祉センターを経営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市社会福祉法人の設立の認可、老人福祉センターを経営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則(以下「新規則」という。)に規定する様式により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧規則の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式による書類として使用することができる。

池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

池田市長 富田裕樹

#### 池田市規則第8号

池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成23年池田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第3号の2中「注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（以下「新規則」という。）に規定する様式により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧規則の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式による書類として使用することができる。

---

池田市老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業開始、老人デイサービス事業等の設置等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

池田市長 富田裕樹

#### 池田市規則第9号

池田市老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業開始、老人デイサービス事業等の設置等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則

池田市老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業開始、老人デイサービス事業等の設置等に係る事務に関する規則（平成23年池田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

「(2)法人登記事項証明書

(3)主な職員の経歴

様式第1号中 (4)当該事業に係る開所年度における収支予算書 を

(5)当該事業に係る開所年度における事業計画書

※用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。」

「(2)主な職員の経歴

(3)当該事業に係る開所年度における収支予算書 に改める。

(4)当該事業に係る開所年度における事業計画書」

様式第2号備考を削る。

「備 考

様式第3号中 1 複数の種類の老人居宅生活支援事業を廃止(休止)する際には、廃止(休止)届はそれぞれの種類ごとに作成すること。 を

2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。 」

「備考 複数の種類の老人居宅生活支援事業を廃止(休止)する際には、廃止(休止)届はそれぞれの種類ごとに作成すること。 に改める。」

様式第4号中「※用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。」を削る。

様式第5号備考を削る。

「備 考

様式第6号中 1 複数の種類のセンター等を廃止(休止)する際には、廃止(休止)届はそれぞれの種類ごとに作成すること。 を

2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。 」

「備考 複数の種類のセンター等を廃止(休止)する際には、廃止(休止)届はそれぞれの種類ごとに作成すること。 に改める。」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業開始、老人デイサービス事業等の設置等に係る事務に関する規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業開始、老人デイサービス事業等の設置等に係る事務に関する規則（以下「新規則」という。）に規定する様式により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧規則の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式による書類として使用することができる。

## 訓 令

池田市訓令第2号

池田市文書取扱規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般

平成31年4月19日

池田市長 倉田 薫

池田市文書取扱規程等の一部を改正する訓令

(池田市文書取扱規程の一部改正)

第1条 池田市文書取扱規程(昭和36年池田市規程第4号)の一部を次のように改正する。

第9号様式中「平成 年」を「 年」に改める。

(池田市職員身元保証規程の一部改正)

第2条 池田市職員身元保証規程(昭和30年池田市規程第4号)の一部を次のように改正する。

様式中「平成 年」を「 年」に、「平成 年」を「 年」に改める。

(職員服務規程の一部改正)

第3条 職員服務規程(昭和28年池田市規程第8号)の一部を次のように改正する。

別紙様式2中「平成 年」を「 年」に改める。

(池田市記章及び職員証規程の一部改正)

第4条 池田市記章及び職員証規程(平成11年池田市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「平成 年」を「 年」に改める。

(庁用自動車の管理運用に関する規程の一部改正)

第5条 庁用自動車の管理運用に関する規程(昭和42年池田市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

様式第3中「平成 年」を「 年」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

## 公 平 委 員 会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月24日

池田市公平委員会委員長 渡邊 幸子

池田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年池田市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項職の欄中「番号制度推進監」の次に「検査監」を加え、

なかよしこども園
----------

園長
----

を

なかよしこども園
----------

園長
----

ひかりこども園
---------

園長
----

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

職員団体の登録に関する規則及び池田市公平委員会聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月24日

池田市公平委員会委員長 渡 邊 幸 子

池田市公平委員会規則第2号

職員団体の登録に関する規則及び池田市公平委員会聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則  
(職員団体の登録に関する規則の一部改正)

第1条 職員団体の登録に関する規則(昭和41年池田市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「別記様式第1号」を「様式第1号」に改める。

第3条中「別記様式第3号」を「様式第3号」に改める。

第4条を削る。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第1条関係)」に、「平成 年」を「 年」に、「殿」を「様」に、「代表者名 氏 名」を「代表者名 」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第1条関係)」に、「職員団体登録事項(解散)届出書」を「職員団体登録事項変更(解散)届出書」に、「平成 年」を「 年」に、「殿」を「様」に、「代表者名 氏 名」を「代表者名 」に、「届出ます」を「届け出ます」に改め、「規約の」を削り、「2 登録申請書の記載事項の

「2 変更年月日  
変更」を に改める。

3 変更事項の内容 」

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号(第3条関係)」に、「平成 年」を「 年」に、「殿」を「様」に、「代表者名 氏 名」を「代表者名 」に改める。

(池田市公平委員会聴聞の手続に関する規則の一部改正)

第2条 池田市公平委員会聴聞の手続に関する規則(平成7年池田市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「池公発」を「池公平発」に、「平成 年」を「 年」に、「殿」を「様」に改める。

様式第2号中「平成 年」を「 年」に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中「殿」を「様」に改める。

様式第6号中「平成 年」を「 年」に、「殿」を「様」に改める。

様式第7号中「平成 年」を「 年」に改める。

様式第8号中「平成 年」を「 年」に、「殿」を「様」に改める。

様式第9号中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員団体の登録に関する規則第4条を削る改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

---

## 池 田 病 院

---

市立池田病院事業に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

平成31年4月26日

池田市病院事業管理者 石 田 勝 重

池田市病院管理規程第5号

市立池田病院事業に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業に関する規程(平成9年池田市病院管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(市立池田病院事業処務規定施行細則の廃止)」を付し、同項を附則第3項とする。

附則第1項の次に次の1項を加える。

(平成31年度における休診日の特例)

2 平成31年度における第3条第1項第3号の休診日に係る規定の適用については、同号イ中「休日」とあるのは「休日(4月30日及び5月2日を除く。)」とする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

---

市立池田病院副院長事務分担規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和元年6月19日

池田市病院事業管理者 石田 勝 重

池田市病院管理規程第1号

市立池田病院副院長事務分担規程の一部を改正する規程

市立池田病院副院長事務分担規程（平成23年池田市病院管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

林 由美	看護部に属する事務
------	-----------

第2条第2項中「2副院長」を「3副院長」に改める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

---

## 上 下 水 道 部

---

池田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和元年5月21日

池田市上下水道事業管理者 長尾 伊 織

池田市上下水道管理規程第1号

池田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

池田市水道事業給水条例施行規程（平成10年池田市水道管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「口径75ミリメートル以上」を「口径50ミリメートル以上の鑄鉄製」に改める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

---

池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和元年5月21日

池田市上下水道事業管理者 長尾 伊 織

池田市上下水道管理規程第2号

池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

池田市指定給水装置工事事業者規程（平成10年池田市水道管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「池田市指定給水装置工事事業者証（別記様式）」を「管理者が別に定める様式によるその指定を証する書面（」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

---

## 教 育 委 員 会

---

池田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月17日

池田市教育長 田 渕 和 明

池田市教育委員会規則第8号

池田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

池田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年池田市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」を「（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「祝日法に規定する休日」に、「及び国民の祝日」を「及び祝日法に規定する休日」に、「を「国民の祝日」を「を「祝日法に規定する休日」に改め、同項第2号中「国民の祝日」を「祝日法に規定する休日」に改める。

附則第1項第3号中「第4条第2項第1号の改正規定」の次に、「第4条第2項第2号の改正規定」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市立幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年4月17日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第9号

池田市立幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則

池田市立幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年池田市教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第1号

池田市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

池田市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成29年池田市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則中「公立幼稚園保育料の算出及び保育料決定通知書の印刷に関する」を「次に掲げる」に、「事務部局」を「事務部局の職員」に改め、本則に次の各号を加える。

(1) 公立幼稚園保育料の算出及び保育料決定通知書の印刷に関する事務

(2) 池田市立総合スポーツセンターの指定管理者の選定及び評価に係る附属機関への諮問及び当該附属機関からの答申の受領に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(池田市総合スポーツセンター指定管理者選定・評価委員会規則の廃止)

2 池田市総合スポーツセンター指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市教育委員会規則第13号）は、廃止する。

---

## 消 防 本 部

---

池田市消防本部訓令第6号

消防警戒区域立入許可の証票に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成31年4月16日

池田市消防長 大 西 文 夫

消防警戒区域立入許可の証票に関する規程を廃止する訓令

消防警戒区域立入許可の証票に関する規程（昭和46年池田市訓令第7号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

---

## 消 防 長

---

池田市消防長訓令第2号

消防警戒区域立入許可の証票に関する規程を次のように定める。

平成31年4月16日

池田市消防長 大西 文 夫

消防警戒区域立入許可の証票に関する規程

- 第1条 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第48条第1項第7号の規定に基づく、消防警戒区域立入許可の証票（以下「証票」という。）は、別記様式のとおりとする。
- 第2条 証票は、記名及び一連番号を附して消防長が特に必要と認める者にこれを交付する。
- 第3条 証票は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 第4条 証票の交付を受けようとする者は、消防長に証票発行願を提出しなければならない。
- 第5条 証票は、これを汚損し、又は紛失したときは、すみやかに消防長に届け出なければならない。
- 第6条 証票は、有効期限経過後は、すみやかに消防長に返納しなければならない。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

(様式 略)